

- 審査請求
- 審査申出

不服申立て

● 審査請求

市税の課税や差押えなどの処分について不服がある人は、行政不服審査法の規定により、市長に対して、文書により審査請求をすることができます。

審査請求は、原則として処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行うことができますが、市税に関しては、一部の処分について、地方税法の規定により審査請求の期間の特例が設けられています。

市税における主な処分の審査請求期間は、次のとおりです。

区 分	期 間
課 税 に つ い て	決定の通知(納税通知書)を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督 促 に つ い て	差押えの通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
不動産等の差押えについて	差押えの通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内と当該財産の公売の日とのうちどちらか早い期限まで

● 審査申出

上記の審査請求制度のほか、固定資産税については、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に不服がある場合、中立的に設けられた機関である固定資産評価審査委員会に、審査の申出をすることができます。

本市では、弁護士、不動産鑑定士、税理士等の法律や不動産、税務に関する専門的知識を持った委員で固定資産評価審査委員会を構成しています。

なお、課税標準の特例措置や税額の減額措置の適用状況など、固定資産の価格以外に対する不服については、審査申出ではなく審査請求により不服を申し立てることになります。

固定資産税に関して不服がある場合には、審査請求と審査申出のどちらの制度を利用すべきか、所管の固定資産税課にお尋ねください。

注 意

審査請求、審査申出のどちらの制度も、利用を検討するに当たっては、課税や評価の内容、不服の申し立ての方法について、事前に担当課から説明を受けていただきますようお願いいたします。